

## 青森県教育委員会第764回定例会会議録

期 日 平成24年9月5日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

### 議事目録

議案第1号	青森県教育施策の方針について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	平成24年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
議案第3号	学校職員の人事について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
その他	職員の懲戒処分の状況
その他	県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について
その他	県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

平成24年9月5日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時34分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
中村教育次長、佐藤参事、職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、清野委員
- ・書記  
大舘利章、村上健

## 会 議

### 議事

#### 議案第 1 号 青森県教育施策の方針について

(佐藤参事)

「青森県教育施策の方針」は、本県教育行政の基本的方向性・理念を、教育関係者をはじめ県民にわかりやすく、簡潔にお示しするものとして設定してきたものである。

現行の「青森県教育施策の方針」は、本県の基本計画及び国の教育施策の動向等を踏まえ、平成17年1月12日に決定されたものであり、平成20年12月10日に県議会において議決されました「青森県基本計画 未来への挑戦」及び、平成20年7月10日に閣議決定されました国の「教育振興基本計画」との整合性も図られているものとなっている。

昨年の第752回教育委員会定例会においても、現行どおりとすることを御了解いただいているところであるが、その後現在に至るまで、国の教育施策の動向及び県の施策の方向性等に大きな変化がないことから、「青森県教育施策の方針」については、現行のとおりにして御提案するものである。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。

(清野委員)

質問と提案を申し上げる。

「青森県教育施策の方針」は教育委員にとって単なる承認事項なのか。「方針」をこのように輕輕に決めてしまうことには違和感がある。

二つ目は提案である。昨年3月11日に発生した未曾有の国難ともいえるべき東日本大震災から我が国が立ち直るには、国民一人一人が国家的視点をもって臨まなければならない。本県の教育も地域、青森県だけの立場にとどまらず、この視点からなされるべきであると私は考える。このことを明確にするために、来年度の「青森県教育施策の方針」の中に「我が国」「日本」「国家」という文言を盛り込むことを提案する。

私案としては、事務局が提案した現行どおりの方針では「青森県教育委員会は、豊かな心と郷土に対する誇りを持ち、云々」となっているが、「青森県教育委員会は、豊かな心と郷土」ここに続けて「そして、それらを育ててきた我が国日本に対する誇りを持ち」と加筆することを提案する。

昨年の震災により国内の状況は一変した。本県の教育も今までどおりでよいはずがなく、変わらなければならない。我々は目覚めなければならない。まして、我が青森県は東北にあり、被災県でもある。青森県から育っていく子どもたちが、日本の将来を担う国の柱となっていく。それが本県の目指すべき人づくりであると私は考える。

(鈴木委員長)

提案ということであるが意見として伺うこととする。もし議案として出されるのであればあらかじめこちらの方に提出していただきたい。では、教育政策課長。

(佐藤参事)

まず、この場での承認事項なのかどうかということであるが、先ほど申したとおり本県教育行政の基本的な方針、方向性を表すものとして非常に重要なものと考えている。従って、教育委員会の場でご審議をいただき決定をしていただきたいと考えている。

ちなみに、これまで教育委員会事務局としてではなく、教育委員会としてどのような考え方でこの教育施策の方針を決め、改定についてどのように考えてきたかということをお申しますと、この現行の教育施策の方針は平成17年1月に全面改定がなされている。その当時、施策の方針の持つ意義の重要性から国の教育施策、県の施策の方向性に大きな変化があった場合に見直していこうということが委員の中で確認がなされている。そのため、このタイトルに年度表記をつけなかったといわれている。一方でこの方針の重要性に鑑み、毎年度、変更の必要性の有無を含めてこの委員会で確認がなされてきたものである。

(清野委員)

今、佐藤課長の話しの中で、「この場で審議して決定していただく」とあったが、審議することはやぶさかではないということでしょうか。

(佐藤参事)

毎年一度はこの教育施策の方針について、改定の必要性、中味、その部分についてこの時期に確認していこうと確認がされているので、ご審議いただきたいと考えている。

(福島委員)

清野委員の言うとおりに、青森だけでなく、「国家」とか「日本」を加筆をすることはよろしいのではないかと思います。青森県だけを見据えるような施策ではいかがかなと思う。やはり我々は日本人ですから、「国」を見据えたようなやり方をすべきではないかと思います。

(島委員)

この場で審議すべきかどうかというようなことであれば、私は今までの議論からさらに新しい意見はないので審議する必要はないと感じている。

(高橋委員)

「豊かな心と郷土に対する誇り」これに全て日本とかが大きく含まれているような気がする。

(教育長)

これまでもこのことについては論議をしてきた。清野委員のおっしゃる大震災を踏まえてというのは、これは教育を実際に進めていく上で大事な視点であると考えている。

そのことについては、高校教育改革第3次実施計画後期計画案の教育内容のところでも、社会との繋がりを大切にすること、ボランティア活動などの体験活動を充実すること、あるいは環境エネルギーなど、大震災を踏まえて教育の内容を充実していかなければならないと考えている。しかし、この「方針」を変えるというレベルは、我々が確認したとおり、何か大きな計画、新たな教育課題、大きな国や県の計画との整合性を図っていくという理由付けというものが必要かなと思っている。国の教育振興計画も今新たなものを作っているところであるが、大震災を踏まえてということを入れながらやってきているので、そういうものが出てきたとき、あるいは県の「青森県基本計画 未来への挑戦」もあと1年でまた新たな方向を作っていくということになるので、その時と併せてこのことについてももう一度論議をすればいいと思う。

(鈴木委員長)

今は改正する必要はなく、今後さらに議論を深めるということですね。

私も今のところは必要ないのではないかなと思う。特に「国家」とか「日本」、「国」ということに対する教育というのは、端から見るといろいろな意味合いをもってきているということもあり、非常にデリケートな問題があると感じる。郷土を愛するという中に含みを持たせておいた方がよいのかなと思う。

(清野委員)

大きな改訂というが、国は、県、市町村レベルに比べると非常に大きい組織である。この大きな組織、国が舵を切るにはいろいろな困難があり難しいであろうが、国よりもはるかにコンパクトな我が青森県教育委員会は、コンパクトな組織であるがゆえに迅速に行動できるはずだし、また、そうすべきであると私は考える。

地方が、我が青森県が、国のため、我が日本のために先鞭を着けても良いではないか。昨年の東日本大震災、昨今の経済状況、社会状況、国際情勢、この国難に際し今までどおりで変わらなくても良いとする理由を私は理解しかねる。それでも大きな変化はないと言い続けるのか。国は決めきれずにいるというのが国の状況ではないかと私は思う。

また、「矛盾するものではない。郷土の先に国、国家がある」というご意見も伺ったが、それであるならば、きちんと「我が国」「日本」「国家」という文言を入れて明文化すべきであると考えている。

また、個人の思想、信条があるであろうが、まず、第一に法律、規則に則るべきであって、国の法律、教育基本法第一条、「教育の目的」には「国家及び社会の形成者として必要な資質を育成する」と定められている。また、学習指導要領「歴史分野の目標1」においては、「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。」とある。この文言を入れる私の私案「青森県教育委員会は豊かな心と郷土、そして、それらを育ててきた我が国日本に対する誇りを持ち～」とすることに、なんら矛盾はないところだが、いかがか。

(鈴木委員長)

それに対するご意見はあるか。

(島委員)

清野委員のおっしゃっていることが、国難に立ち向かうような人材を作っていくということが目的であるのか、「我が国」、「日本」、「国家」という言葉を入れたいということが目的であるのか、おっしゃっていることを聞いていると後者のような気がしてならない。私としては、国難に立ち向かうような人材を育てたいということであれば、「新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」という言葉の中にそれは含まれているので、あえて「日本」とか「我が国」、「国家」という言葉をこの中に入れる必要はないと感じる。

(清野委員)

島委員の「私が言葉を入れることに執着している」というお話だが、それは全くの誤解である。ここで論点がはっきりしたが、「含まれているからあえて盛り込まなくてもいい」というのが島委員のご意見、「含まれているならば明文化するべきである、はっきりさせるべきである」というのが私の意見である。

また、昨日よりも今日、今日よりも明日という良い時代であればよかったのであろうが、今、だんだんこういう状況になっているので、目に見えるところだけ、身の回りだけ、もっと極端に言えば、自分だけが良ければいいという感覚に陥りそうだが、やはりそうってはならない。公とか国というレベルの視点をきちんと教育していかなければならないのではないかと。また、こういうのは自然に育つというが、誰かがやらなければ。「放っておく」と「自然に育つ」ということは違うのではないかと。県として、明文化して、「方針」として打ち出すことが必要であると私は考える。

(教育長)

先ほど高橋委員からもお話しがあったけれども、郷土という言葉が入っているので、清野委員がおっしゃっていたこととなんら矛盾するものではない。「郷土」のところからそういう教育をしっかりしていくということではないかと思う。

(清野委員)

それは島委員と同じである。「ならば明文化してください」というのが私の意見である。

(福島委員)

「郷土」というのは辞書で引くと範囲はどこまでを言うのか。私は身近なこの付近だけをいうように理解しているが。日本全体を含めたものは「郷土」とは表現しないのではないかと思う。どうも「郷土」というと狭いような気がする。

(教育長)

辞書で引いてどうのということではなく、私たちはふるさとというものを広い意味でとらえるということをご同意できればいいのではないかと。

また、清野委員からお話しがありましたとおり教育基本法や学習指導要領を遵守することは大前提である。

(福島委員)

まず我々は青森県人であるという前に「日本人」である。だから「日本」というものをやっぱり大きく取り上げるべきものなのではないかと思っている。繰り返すが、「郷土」というのは範囲が狭いような気がする。

(高橋委員)

これは国の施策ではなくて青森県教育委員会の施策である。ですから、小学生、中学生が身近に自分たちの地域を愛して、未来を切り拓くということで、そのままでもいいと思う。「国家」と入るとなんとなくいやな時代を思い出す。だからこういう柔らかい文のほうがずっとすっきりして教育的だと思う。

(鈴木委員長)

これからの時代というのは、グローバルな時代であり、ちょっとすれば間違った方向に行くという政治的に問題を抱えていることもある。そういうことを煽るより、日本人としては平和的な世界を作っていくという意味で、私もこういう文言でいいのかなと思う。

(清野委員)

今、委員長のご意見では「グローバルな時代、間違った方向」、高橋委員は「いやな時代」ということを話されたが、バイアスを掛けず素直に考えれば国を愛する気持ちというのはなんら悪いことではない。むしろ推奨されるべきことである。グローバルな時代であるからこそ「我が国」ということ、「日本人」ということは、大事に日本人が押さえておかなければならないことである。

「グローバルである」ということと「無国籍の根無し草的人間」というのは別物であるはず。

また、高橋委員が「青森県ですから範囲を国のレベルまで引き上げなくても」というお話をされたが、それであれば、「国の話」、「国の教育」をできるのは国立の教育機関だけかということまで行き着いてしまう。すると本県では国立の弘前大学でしかできないのか、大学生になってから。やはり「純粋な愛国心」とか「国を思う気持ち」は小さい時から正しい形できちんと教えるべきである。

私は全部精査したわけではないが、知っている範囲だけでも他の都道府県では「国家」「国」という文言を方針に入れている県教委もある。長崎県では「我が国に対する理解と愛情 国旗国歌の尊重」を謳っているし、鹿児島県では「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」、愛媛県では教育用参考資料で「拉致問題の解決に向けて」というのを出しているし、「国」というのを打ち出している県がちょっと調べただけでも出てくる。だから青森県がやったとしてもこれは決して特異なことではない。

論点としてはっきりしたのは、「含まれているからいれなくてもよい」とするか、「含まれているからこそきちんと明文化するべきではないか」ということであり、私と福島委員の論点と他の委員の論点とに分かれているのではないかと思う。

(鈴木委員長)

このように議論するといろいろな解釈がでてくる。一般の人たちも聞けば意見が分かれる。ですから最終的には多数決をとらなければならないと思う。

福島委員、清野委員と他の委員とに意見がわかれたが、議案第1号について承認してよろしいという方は挙手をしてください。

(挙手した委員 島委員、高橋委員、橋本教育長、鈴木委員長)

(挙手しない委員 福島委員、清野委員)

多数ですので議案第1号は原案どおり決定する。

(清野委員)

委員長、今のは採決か。

(鈴木委員長)

賛成多数ということである。

(清野委員)

記録はどうなるか。

(佐藤参事)

議案として提案しご審議をしていただいた。最終的には法律、規則に則って多数決で決めていただくということになる。

(清野委員)

内容も記載されるか。

(佐藤参事)

会議録の中で、挙手が行われその結果4対2だったということは記載される。

(清野委員)

私と福島委員の2人が反対者であるということによろしいか。

(佐藤参事)

そのへんを明らかにして記録したいと思う。

(清野委員)

今の議論の流れを整理すると、採決によって現行どおりとなったが、「郷土」には「国」「我が国」「日本」が当然含まれているということの確認がなされたということによろしいか。

(佐藤参事)

今の議論を正確に記録して記載しておきたいと思う。

(清野委員)

今の議論、論点は「明文化するかしないか」で分かれたが、言っていることはそんなに違わない。ならば、現行どおりと採決がなされたが、今の議論の流れというものは、実際の施策に反映されるのか。

(佐藤参事)

「郷土」の中に含まれるか含まれないかを含めて、その部分については明らかな指示が直接なされたものと認識をしていないので、特にそういうことが必要なのであれば、この場でご確認を別途していただきたい。

(鈴木委員長)

青森県教育施策の方針ということで決定するかどうかという議論であり、細かい施策についての内容ではない。あくまでも方針ということで議論していただいた。

(清野委員)

今の発言には異議がある。

「方針」とはまさしく大まかな方向性である。今の話だと、事務局は「国」「我が国」「日本」は含まれていないという理解、私と福島委員は郷土の先には当然「我が国」「日本」があるという意見。我々教育委員6名の中の2名がそういう意見を言った。採決では敗れはしたが、2名の委員が提案したということをおろそかにするのはいかがなものか。

(鈴木委員長)

無かったものということではない。採択ですから。その意見は記録されるということである。

(清野委員)

佐藤課長の先ほどの「別途確認していただきたい」というのは、含まれるか含まれないかということか。

(佐藤参事)

私どもとしては教育施策の方針が現行どおりご承認いただけたと思っておりますので、今までと同じスタンス、解釈で対応させていただくことになると思う。

あらためてこの部分の解釈についてご指示があれば別であるが、現行どおりということであれば今までどおりのスタンスで事務、事業を展開していきたいと思う。



(清野委員)

指示の出し方について、もう一度お願いします。

(佐藤参事)

会議の場で明確なご指示をいただきたいと思う。

(鈴木委員長)

今回は方針の文言ということですので、また新たにということであればこれは重大なことです、いろいろ煮詰めて議題としてまた出してもらわなければならないのかなと思う。

(清野委員)

今の発言だと議案第1号「青森県教育施策の方針について」は、「方針について」が議案だと私は思っていたが、「方針の文言」について決めるという議案だったということか。

(佐藤参事)

最初に申したとおり、本県教育行政の基本的な方針、方向性を、教育関係者を始め県民の方々に分かりやすくお示しする必要があるということで設定されてきたものと認識している。従って、できるだけこの表現で意志が伝わるようにしていただきたいと考えている。

(清野委員)

私と福島委員の意見は少数意見だったので盛り込まれないということは、無かったことになったということか。

(佐藤参事)

意見が分かれるのはこの案件だけにとどまらず想定されるわけであり、その中で教育委員会の総意として採決をしていただき、多数の意見をもって教育委員会の意見としてご指示をいただくということになるかと思う。

(清野委員)

相違というのは、明らかに違うのではなく、「明文化するかしないか」についての相違ですね。「明文化しないから無かったことになるのか」ということを伺いたい。

(鈴木委員長)

「無かったことになるのか」の意味はどういう意味か。

(清野委員)

我々は国という視点を「方針」に盛り込むべきだと言っているが今回盛り込まれない。現行どおりということになると、「国家的視点」「国の視点」「我が国」については盛り込

まれないのかということだ。具体的な教育、施策を行うに当たって、これは「方針」であるが「方針」を受けて細かい事業が定められて、細かい事業の方針というのが更に定まる。

(鈴木委員長)

それに関しては清野委員が先ほど言われたように、大きな差がないということで、中味的には同じことを言っているわけであり、国のことも考える内容になっている。

(清野委員)

確認であるが、「国」のことも考えるという内容であるということの確認はとれたということでしょうか。

(島委員)

「国のことも考える」という意味がよくわからない。もうちょっと噛み砕いてもらえないか。

(清野委員)

噛み砕いて言うと、自分だけのこと、身の回りだけのこと、見えている範囲のことだけではなくて、「日本国」「日本人」という視点でものを考える、あるいは教育を考えるということ具体的な施策の中に入れてもらうということである。

(島委員)

さらに、それはつきつめると、世界的なことまで視野に入れて、通用するような人材を育てるという意味合いを含んでいるのか。

(清野委員)

「無国籍であることが世界的なこと」なのでなくて、立ち位置は「日本人」「日本民族」であるから、しっかりとした日本人としての感覚の上で世界的に通用するように育ててもらいたいと私は考える。

(島委員)

というような説明が必要なことが、この文言を見ただけでは分からないので、この方針でそこまでを県民の皆様に理解していただくのは厳しいのではと思う。この文言で伝わる範疇の中でやっていくしかないのではないかと思う。

(教育長)

具体的な教育というのは、学習指導要領があってやっている。立ち位置という話があったが、それは本当に身近な地域から始まっていくと思う。そこがしっかりしないと国ということも捉えられないし、グローバルに外に出たときにあらためて客観的に日本というものを見るということもできないと考えている。「国を愛しなさい」とか「国をしっかり捉えなさい」ということだけを言って教育ができるかということ、そういう簡単なものでは

ない。やはり、身近なところから自分と他の関わりを充実させていくということが重要であると思う。教育というのは発達段階に応じ、様々な形で行われて行くものだと思うし、清野委員がおっしゃる視点というのは育てられると思う。

(鈴木委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

## 議案第2号 平成24年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

(佐藤参事)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について、別添「平成24年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」のとおり作成するものである。

なお、点検・評価に当たっては、その客観性を確保するため、学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から実施方法や内容について御意見をいただき、これを参考に点検・評価の実施と報告書の作成を行っている。

報告書の概要であるが、平成23年度の教育に関する事務が適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。

具体的には、「青森県基本計画未来への挑戦」の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会が所管する11の施策及び39の取組項目、並びにこれらの施策・取組項目を推進するための主な事業、64事業を対象として点検・評価を行い、その結果を取りまとめている。詳細については、別添の報告書を御覧いただきたい。

なお、報告書については、この後、9月県議会定例会に提出し、文教公安委員会において報告するとともに、県のホームページ等で公表する予定としている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 学校職員の人事について  
(非公開の会議に付き記録別途)

その他 職員の懲戒処分の状況

(鈴木委員長)

8月中に行った職員の懲戒処分については、資料のとおりである。  
何か質問、意見はあるか。

(全委員)

なし。

(鈴木委員長)

懲戒処分の状況については、了解した。

その他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について

(奈良教職員課長)

後期計画(案)に係る地区説明会については、予定していた県内11会場での説明会が終了したので、その状況を報告する。

2の開催状況についてであるが、県内11会場での参加者の合計は445人であった。  
各会場の状況については、まず、(6)中南地区の弘前会場での意見等であるが、岩木高校及び藤崎校舎の募集停止に対するもののほか、中南地区の普通科と職業学科の割合に対するものであった。

主なものとしては、

○他地区と同じように、岩木高校も、次期計画までは校舎制にするなど、段階的な対応をお願いしたい。

○りんご科があることを多くの市民は誇りに思っており、授業内容を引き継ぐだけでは納得しない。引き継ぐことになっても、りんご科という名称にこだわるべきだと思う。

○普通科の希望があるのに、これまでの職業高校のバランスを、これから5年10年と維持するのは違うのではないか。

などの御意見をいただいている。

次に、東青地区では、個別の学校に対する意見はなく、

○県独自で35人学級に取り組めないか。

○今後、統合する場合には、両校の良い所を取って、学校名を変え、生まれ変わった新たな学校としてスタートできる形でやってもらいたい。

などの御意見をいただいている。

次に、下北地区では、今回の計画案に対して、「合理的な案であると思う。全校に案内したにもかかわらず、出席がないということは、声なき賛意を示している。」という御意見をいただいている。

次に、三八地区の田子会場では、全て田子高校の校舎制移行に関する意見であった。主なものとしては、

- 次期計画まで、田子高校の校舎制を考え直せないか。なぜ、田子の子どもたちは、今、校舎化となり、次期計画でまた統合という試練を与えられなければならないのか。
- 長崎県では、少子化が深刻な離島において、小中高一貫教育を行い、1学級規模でも本校としている。青森県でも考えられないのか。

などの御意見をいただいている。

次に、中南地区の岩木会場では、岩木高校の募集停止に関する意見が大半を占めていた。主なものとして、

- 弘前市内で普通高校に入りたいと思っても、岩木高校以外の弘前市内の普通高校3校に入ることは難しい。
- 岩木高校を募集停止することにより、私立高校へ進学しなければならないこととなり、保護者の負担が大きくなる。
- 多様化、国際化のために主体的な子どもを育てるというのはわかるが、まずは学習形態や授業の質が第一であって、4学級から6学級が適正という数の話にするのは、飛躍しすぎだと思う。
- 公立の学校を希望する人は、全員入れるように定員を確保すべきである。

最後に、中南地区の藤崎会場では、全て藤崎校舎の募集停止に関する意見であった。主なものとして、

- 柏木農業高校でりんご栽培に関する教育を引き継いでも、藤崎校舎のような専門性は確保できない。
- 弘前実業高校の農業科を藤崎校舎に持って来るといことは考えられないのか。
- これまで藤崎校舎では、りんご栽培に係る職人を育て、産学官でいろいろな取り組みをしてきた学校であり、今後必要である。
- 学校をなくする前に、農業教育自体を改革する必要がある。

などの御意見をいただいている。

次に、参加者のアンケートであるが、445人中189人の方から回答をいただいております、回収率は42.5%という状況であった。

5ページは、アンケートの項目ごとに状況をまとめたものとなっている。質問1は、説明会にどのような立場で出席したかを確認したもので、⑤の「その他」が、最も多い状況である。これは、募集停止等の学校に関係する岩木会場、藤崎会場、田子会場において、地域の方が多数出席されていたことによるものと考えている。

質問2は、説明会開催をどのようにして知ったのかを確認したもので、⑤の「その他」が、最も多い状況である。これも、質問1と同様に岩木・藤崎・田子会場において、地元

自治体の広報紙等によって説明会開催を知ったという方が多い状況であった。

質問3は、説明会に参加した理由を確認したもので、③の「地域の教育に関心がある」という回答が最も多い状況であった。

質問4は、当日の説明内容・説明資料について、わかりやすかったかどうかを確認したもので、多かったものは、①の「わかりやすかった」と、②の「どちらともいえない」との回答が、ほぼ同じ割合であった。

質問5と質問6については、計画案等に対する御意見等を記載してもらったものであるので、説明会で出された御意見等と同様に、項目ごとに整理して、改めて報告させていただく予定である。

パブリックコメントの状況については、まず、1の「実施目的」であるが、第3次実施計画【後期】策定に向けて、実施計画（案）に対する、県民等の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、県民等の意見に対する県教育委員会の考え方を公表するものである。

なお、県教育委員会の考え方については、成案を策定した際に公表することとしている。

2の「実施期間」であるが、平成24年7月13日から8月31日までとし、前期計画策定時と同様に50日間の期間を設定したものである。

3の「提出状況」であるが、資料は8月31日の17時までに受理した件数で作成したものである。その後、8月31日の勤務時間外にメールで提出された意見と8月31日の消印で郵送された意見もあったため、最終的な件数は変わっている。提出者数は、最終的には21人と2団体となっており、現在、いただいた意見等を項目ごとに整理しているところである。

なお、個別の学校に対する意見としては、最終的に、弘前実業高校藤崎校舎関係が10件、8人・2団体、岩木高校関係が5件、4人・1団体、田子高校関係が5件、5人、八戸商業高校関係が1件となっている。このほか、新たに八戸水産高校関係として1件、1人の意見があった。また、計画案全般に対する意見が6件、4人・2団体となっている。

この他、県議会の中でも、様々な意見をいただいております、8月の文教公安委員会での意見の主なものとして、

○県立高校と私立高校の募集人員の割合について、三八地区の私立高校の割合が最も高いことから、私立高校に配慮する必要があるものの、公私の割合をもっと柔軟に考えて欲しい。

○岩木高校の募集停止に関して、弘前市内で、弘前高校、弘前中央高校、弘前南高校の3校以外に普通高校に行きたいという子どもに配慮して欲しい。

○藤崎校舎の募集停止に関して、定員割れもしていない状況で、特色ある教育活動をしている学校は必要である。

などのほか、中南地区の学校規模・配置案に対して、代案を述べた委員もいた。

これまでいただいた様々な御意見等については、項目ごとに考え方を整理した上で、今後、御審議いただき、県教育委員会としての対応を検討したいと考えている。

(鈴木委員長)

報告ということであるが、ご意見ご質問はあるか。

私からであるが、この質問とか意見に対してひとつひとつ答えを作られているのか。

(奈良教職員課長)

パブリックコメントや地区説明会の意見等については、一つのことについての意見もあるし、多岐にわたる意見もある。複数の方々から出た意見について、それぞれ項目毎に整理し、どのように対応できるかということを示していきたい。

(鈴木委員長)

質問に対し一つ一つ答えられなければ、納得はさせられないと思うので答えは用意しておかなければならない。意見についてもきちんと検討して、本当にいい意見であれば取り上げていただきたいと思う。

意見が他になれば、県立高等学校第3次実施計画後期計画の報告については了解した。

## そ の 他 県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願について

(奈良教職員課長)

県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】について、資料のとおり、3件の請願を受理したので、ご報告する。

1の「県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】(案)に関する意見」の件は、青森県青森市新町2丁目4の1共同ビル4階、青森県市長会会長 青森市長 鹿内 博 外1名から平成24年8月17日に受理したもので、内容は、後期計画の決定にあたっては、各市町村の具体的な意見を踏まえ、当該計画の見直しを求めるもので、青森市外7市町村から具体的な意見が出されている。

2の「青森県立高等学校の入学定員に関する要望」の件は、青森県青森市長島2丁目10の4ヤマウビル8階 青森県私立中学高等学校長協会 会長 千葉 満から平成24年8月30日に受理したもので、内容は、県立高等学校の定員の適正化に当たっては、高等学校入学者に係るこれまで協議してきた公私間比率である75対25を最低でも実現することを求めるものである。

3の「青森県立岩木高等学校の存続を求める嘆願」の件は、青森県弘前市大字駒越字村元75の1 青森県立岩木高等学校同窓会 会長 栗原 勝春 外1名から平成24年8月31日に受理したもので、内容は、地域と共に歩んできた岩木高校の存続を求めるものである。

要望内容については、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に関わるものであるが、7月に公表した後期実施計画案に対しては、これまで実施した地区説明会やパブリックコメントで御意見をいただいていることから、それらの御意見と合わせて、本件要望内容への対応について、今後、御審議いただき、実施計画の決定をもって、本請願への対応としていただきたいと思いますと考えている。

(鈴木委員長)

ご意見ご質問はあるか。なければ、県立高等学校教育改革第3次実施計画【後期】に係る請願については了解した。